

(写)

裾健総第698号
令和5年2月9日

社会福祉法人桜愛会
理事長 酒井 和夫 様

裾野市長 村田



社会福祉法人桜愛会の特別監査の実施結果について（通知）

令和4年12月3日から令和5年2月8日までに貴法人に対して実施した、社会福祉法第56条に基づく特別監査の結果、下記1のとおり、定款等に抵触する事項を確認した。

ついては、社会福祉法人指導監査実施要綱の規定に基づき、下記2のとおり改善を要する事項を文書指摘する。

なお、文書指摘事項については、速やかに理事会において協議の上、改善措置を講ずるとともに、その結果について下記3で指定する期日までに、市に対して書面で報告すること。

なお、改善措置が図られない場合や報告がない場合は、法に基づく改善勧告や改善命令、業務停止命令の措置を執る場合があることをあらかじめ申し添える。

記

1 定款等に抵触する事項

- (1) 児童の写真を撮影し、電磁的記録により職員間で共有したこと
(個人情報保護管理規程第11条第3項及び第12条第1項)
- (2) 令和4年7月12日に主任及び主任補助が不適切保育について、相談を受けていたにもかかわらず、園長に報告せず、職員聴取など具体的な対応をとっていないこと
(公益通報者保護規程第5条第1項及び第12条)
- (3) 前理事長が、前園長を含む4人の懲戒通知書を令和4年8月31日付で発出しているが、前園長の処分決定の際に理事会の承認を得ていないこと
(定款第17条第2項及び第24条並びに定款細則第27条、別表2及び別表3)

2 文書指摘事項

- (1) 上記1に記載の定款等に抵触する事項を速やかに改善すること
- (2) 不適切保育について、社会福祉法人として運営上の原因・問題を解明すること
- (3) 適切に法人運営が行われるよう具体的な再発防止策を示すこと

3 報告期限

上記2について、令和5年3月9日（木）までに改善状況の報告を行うこと。

担当 総合福祉課
地域福祉係
電話番号 055-995-1819